

改善要求を勝ちとる！

3月15日に報告期限とされていた淀川労働基準監督署が発令した「指導票」に対する改善報告に対して会社は、3月13日にようやく報告を行ないました。

この「指導票」は私たちが、労基署に対して大阪第二運輸所で年休の利用目的を書かせている実態、さらに1年以上前のものから、年休理由を書かなかった社員の名前を張り出して利用目的を書かせようとしている問題の改善を訴えました。

その結果、労基署は「労働者が年休を取得するのは自由である」「会社の掲示は年休取得の抑制につながる」「こうした問題は法律の運用上問題がある」との判断をしました。職場で問題になっている現状を改善するべきであるとして注意・指導されたものが2月19日に発した今回の「指導票」です。

3月1日に会社は、見せしめとしていた掲示物を剥がしました。これも私たちが労基署に訴えた結果です。

これが労基署「指導票」に対する改善報告か！？

しかし！会社が報告した内容は「様式を変更して名前、用件、呼び出した担当者の氏名のみを掲示する」「1ヶ月以上は掲示しない」としたものです。

これでは、労基署から注意・指導された年休理由を書かせている問題や、見せしめのように張り出すという根本的な問題の解決にはなりません。私たちはこのような小手先を変えただけの対応では納得出来ません。会社は、「指導票」に基づいて掲示した社員への謝罪と今後いっさい年休理由を求めないようにすべきです。

私たちは、今後も職場の問題を改善するために労働組合らしくモノを言い続けていきます。

■ 労基署に報告する前に、見せしめの掲示にさらした該当社員に謝罪せよ！

■ 年休取得は労働者の自由である！

■ 年休取得に関して利用目的の記入を強要するな！